破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１４７号
福井市丸山２丁目2104番地　プチロイヤル205、旧住所福井市灯明寺４丁目107番地
破産者　吉田　勝敏
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
岐阜市柳津町宮東１丁目140番地
破産者　渡邉　英介
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
岐阜県関市下有知3441番地２
破産者　山田　光雄
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２号
岐阜県関市下有知3441番地２
破産者　トレンディーヘアこと　山田　昌子
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３２１号
大津市瀬田３丁目３番25号リヴァハイツ402号室、事業所所在地大津市一里山４丁目16番10号シャンポール一里山１－Ａ号室
破産者　のぞみ整骨院こと　中井　常行
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０４号
札幌市西区平和２条６丁目11番17号　ニューハウス平和台202号
破産者　一戸　弘人
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６８号
札幌市中央区南20条西６丁目６番５号　ウェルネス中島101号
破産者　佐々木　正
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０７号
仙台市宮城野区田子３丁目14番６号　コスモライフＡ－102
破産者　山口　　稔
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４０９号
宮城県黒川郡大和町宮床字松倉沢89番地の９
破産者　高橋　勝宏
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４３６号
仙台市青葉区木町通２丁目２番39号　パレーシャル戸板101、開始決定時の住所宮城県宮城郡利府町花園２丁目15番地９
破産者　佐々木憲三
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
山形県新庄市大町３番１号　グレース大町206号室、開始決定時の住所山形県新庄市金沢2126番地の２
破産者　岩本　裕一
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１号
山形市蔵王半郷1145番地８
破産者　今　　淑子
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６号
新潟県燕市佐渡5061番地６
破産者　金澤　恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１６９５号
名古屋市南区豊田３丁目１番14号　ラ・トゥール御替地507号
破産者　ＭＳテクニカルこと　染川　雅哉
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６２号
愛知県海部郡蟹江町南２丁目33番地
破産者　前淵　政幸
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８８４号
愛知県春日井市藤山台５丁目１番地３
破産者　森島　浩平
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８８号
堺市堺区北三国ヶ丘町８丁１番23－403号、前住所堺市北区北長尾町１丁５番30号ウノ・ラ・カーサ201号
破産者　ごえん鶏こと　山本　和彦
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４６９号
大阪府松原市一津屋４丁目６番３号、前住所大阪府河内長野市上田町394番地の１　201号
破産者　赤堀　浩二
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４９０号
大阪府高石市西取石６丁目１番３号
破産者　栗山　孝博
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係